二　特定輸入自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成三十年国土交通省告示第六百二十三号。以下「輸入自動車燃費算定告示」という。）第二条に規定する自動車（以下「特定輸入自動車」という。）

三　特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成二十一年国土交通省告示第九百三十三号。以下「改造自動車燃費算定告示」という。）第一条に規定する特定改造乗用自動車及び特定改造貨物自動車（以下「特定改造自動車」という。）

（平成二十二年度燃費基準等に対する適合性の評価）

第三条　国土交通大臣は、前条の自動車の十・十五モード燃費値（前条第一号に掲げる自動車については乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号。以下「乗用車判断基準告示」という。）及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「貨物車判断基準告示」という。）に規定する十・十五モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表一の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）について、別表一の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる基準に対する適合性を判定することにより評価を行うものとする。

一～八　（略）

（平成二十七年度燃費基準等に対する適合性の評価）

第四条　国土交通大臣は、第二条の自動車のＪＣ０八モード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するＪＣ０八モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）、ＷＬＴＣモード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するＷＬＴＣモード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）及び重量車モード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定する重量車モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）について、別表二の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、平成二十七年度基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示１―１（３）から（６）まで及び貨物車判断基準告示１―１（２）から（４）までの各表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第六号に掲げる自動車（貨物車判断基準告示１―１（２）の各表における燃料の種類の区分が軽油のみのものを除く。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（ＪＣ０八モード燃費値、ＷＬＴＣモード燃費値又は重量車モード燃費値を平成二十七年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

（新設）

二　特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成二十一年国土交通省告示第九百三十三号。以下「燃費算定告示」という。）第一条に規定する特定改造乗用自動車及び特定改造貨物自動車（以下「特定改造自動車」という。）

（平成二十二年度燃費基準等に対する適合性の評価）

第三条　国土交通大臣は、前条の自動車の十・十五モード燃費値（前条第一号に掲げる自動車については、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号。以下「乗用車判断基準告示」という。）及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「貨物車判断基準告示」という。）に規定する十・十五モード燃費値をいい、特定改造自動車については、燃費算定告示別表一の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）について、別表一の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる基準に対する適合性を判定することにより評価を行うものとする。

一～八　（略）

（平成二十七年度燃費基準等に対する適合性の評価）

第四条　国土交通大臣は、第二条の自動車のＪＣ０八モード燃費値（乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するＪＣ０八モード燃費値をいい、特定改造自動車については、燃費算定告示別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）、ＷＬＴＣモード燃費値（乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するＷＬＴＣモード燃費値をいい、ＪＣ０八モード燃費値を算定していない自動車のものに限る。以下同じ。）及び重量車モード燃費値（乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定する重量車モード燃費値をいう。以下同じ。）について、別表二の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、平成二十七年度基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示１―１（３）から（６）まで及び貨物車判断基準告示１―１（２）から（４）までの各表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第六号に掲げる自動車（貨物車判断基準告示１―１（２）の各表における燃料の種類の区分が軽油のみのものを除く。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（ＪＣ０八モード燃費値、ＷＬＴＣモード燃費値又は重量車モード燃費値を平成二十七年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。